

テーマ : 住民票の起源について

住民登録の起源

住民登録は、現在住民基本台帳法に基づいて義務付けられているが、その期限は、昭和16年に実施された「市民世帯調査台帳」にある。しかし、この市民生態調査には法律上の根拠は見当たらない。これに先立つ昭和13年に国家総動員法により、生活必需品の配給制度が開始されたが、市民生態調査の時点で、同17年に食糧管理法（食管法）が制定され、「米穀配給通帳制度」が導入されることが予定されていた。そして、その前提として市民世帯調査が実施されたため、極めて正確な住民調査が行われたと推測される。

住所登録のデータベース化

- (1) その後、昭和26年に「住民登録法」が制定されるに伴って、市民世帯調査台帳が住民票（住民基本台帳）となった。さらに、昭和42年に住民基本台帳法が制定され（住民登録法廃止）、同55年からオンラインシステムが導入された。そして、平成10年の住民基本台帳法改正に伴って、いわゆる「住基ネットワーク」が構築されるにいたった。
- (2) 他方で、米穀配給通帳制度は、昭和56年の食管法改正によって廃止されたが、食管法自体は、平成7年まで存続し、同法の廃止に伴って現在「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が制定されている。

住民票とマイナンバー

- ① 平成25年にいわゆる「マイナンバー法」（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）が制定されたが、同27年にはマイナンバーと住基ネットワークが接続され、平成10年改正法に基づく「住基カード」が廃止されるに至った。なお、現在、住民基本台帳には強制的にマイナンバーが付与され、住民票上に表示されている。
- ② 現在、マイナンバーの利用は予定通りに進展しているとは言い難い状況であるが、将来的には、「マイナポータル」サイトによる税務申告の簡素化、健康保険制度とのリンクによる医療履歴のデータベース化、さらには銀行預金等の金融資産へのマイナンバーの付番が予定されている。これが実現すれば、住民票は事実上マイナンバーカードにとって代わられることになる。即ち、マイナンバーが住所を含むすべての個人情報と紐づけされることとなり、住民票の存在意義が喪失することが予想される。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.66 は、「破産情報と個人情報保護法」（19C25）の予定（2019/11 発行予定）としております。

以上